

職務執行に伴う物的損害の補償要綱の制定について

昭和 37 年 3 月 15 日 発 務 (給) 第 1 6 8 号
警察本部長より本部各部課・室長警察学校長各警察署長あて

警察職員が職務執行行為に関して蒙った物的損害を補償し、それにより勤務意欲の向上をはかるため「職務執行に伴う物的損害の補償要綱」を制定し、4月1日より実施することとしたから次の事項に留意するとともに適正なる運用を期せられたい。

記

第1 制定の趣旨

警察職員は、職務の特殊性から、犯人の逮捕、警備実施、および犯罪の制止等実力を行使して職務を遂行する場合が極めて多く、かかる際に相手方の暴力その他の阻止のために、私物の物品を滅失、き損または亡失する等の損害を受ける場合が少なくないので、その損害を補償する制度を作り、もって勤務意欲を昂揚し、警察執行務の万全を期せんがため、この要綱を制定するものである。

第2 留意事項および運用方針

1 この要綱による補償は、警察職員が職務の特殊性に基づく職務執行行為中に私有の物品に損害を受けた場合のみにその損害を補償するものである。

2 この要綱にいう「職務執行行為」とは、次に掲げる行為に該当する場合であって、これらの職務執行行為中に受けた損害のみを対象とし、警らとか現場へ出動する場合、待機中等において単に遺失した場合等は含まれないものである。

実力をもって犯人を逮捕する行為

犯罪が行われようとするとき、実力をもって制止する行為

押送、連行および同行する際、抵抗、逃走を制圧する行為

保護を行う際、抵抗を制圧する行為

治安警備のため行動中の行為

災害警備のため従事中の行為

職務質問の際、相手方の暴行を制圧する行為

人命救助に従事中の行為

その他警察本部長が認める行為

3 「私物として着用、携帯、または保管している物品」とは当該職員が占有している物品をいう。

民法又は国家賠償法によりその損害を賠償されることとなる場合は当然この要綱の適用から除外されるものであり、この物品には現金を含まない。

4 石川県警察官の被服の支給及び装備品貸与に関する条例に基づく給貸与品の損害については同条例第6条により交換又は支給されることとなり、給貸与期間満了のものについては私物として取り扱う。

5 補償の金額は被害の程度、物品の価格、品質を立証する疎明資料等により関係業者の意見等も勘案して算出する。

6 滅失又は亡失した物品が中等の品質以上の場合は、本人において品質の挙証責任を

負い、立証が充分でないときは、中等の品種以下の物として算定されることとなる。
立証は厳格に解することとする。

7 当該事実の立証に必要な資料

当該職員の申告書

当該事実を目撃した者がいるときはその者の現認証明書

平素当該物品を所持していたことを知しつする者の証明

その他の資料

8 品質の立証に必要な資料

当該職員の申告書

当該物品を購入した業者の品質証明資料（証明を得ることが不可能な場合を除く。）

当該物品の品質を知しつする者の証明

その他の資料

9 損害の事実は誇大に申告しないよう正確に調査を行うとともに、損害の額が少額である申告についても放置することのないよう配慮すること。

10 補償を要すると認められる事案が当該職員の故意又は重大なる過失によって生じた場合は補償の要否及びその程度の審査の際、当然考慮されるものとする。

11 被害補償委員会は四半期ごとに開くものとする。

12 昭和37年4月1日以降において発生した事案より適用する。

13 支出経費、費目、警察本部費、事務費、報償費

職務執行に伴う物的損害の補償要綱

(目的)

第1 この要綱は、石川県警察の職員(以下「職員」という。)が、適法な職務執行行為に関して、蒙った物的損害を補償するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2 職員が、犯人の逮捕、保護、警備実施、犯罪の制止等主として実力を行使する職務執行行為に関して私物として着用、携帯、または保管している物品を滅失、き損、または亡失した場合、その損害を補償するものとする。

(補償方法)

第3 前項の被害が発生した場合、その損害の全額または一部について補償し、物品の補修が可能な場合は、その補修実費について補償するものとする。

(補償金額)

第4 補償金額は、当該職務執行行為の内容、物品に被害を受けた時の状況、被害の程度、損害物品の時価等を勘案して、予算の範囲内で決定するものとする。

(上申手続)

第5 所属長は、補償を要すると認められる事案が発生したときは、別記様式に被害を受けた者の申告書、現認証明書等当該事実および当該物品の品質を立証するために必要な疎明資料を添えて、そのつど石川県警察本部長に上申するものとする。

(審査)

第6 補償の要否およびその程度について審査を行うため、警察本部に被害補償委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の委員長には警察本部長、委員には警務部長、監察官、会計課長及び当該事案の関係部長をもってあてるものとする。

(事務処理)

第7 補償申請に対する審査結果および補償金は、警務課長より所属長を経て本人に通知または交付するものとする。

2 この要綱に定める事務は、警務課において処理する。

(実施の時期)

第8 この要綱は昭和37年4月1日から実施する。

様 式

年 月 日

石川県警察本部長 殿

所 属 長 印

被 害 補 償 上 申 書

| | |
|-------------------|----------------|
| 被害を受けた者の官職氏名および年齢 | 官職 氏名 年齢 |
| 被害の状況 | |
| 被害物品および損害の程度 | |
| その他補償算定上の意見 | |

記入要領

- 1 「被害の状況」欄には、職務執行行為の概要、物品に被害を受けた時の状況、当該物品を所持した理由等を記入すること。
- 2 「被害物品および損害の程度」欄には、関係業者の意見を求めることができるように具体的に記入すること。
- 3 「意見」欄には、所属長の事案に対する調査結果に基づく意見を記入すること。